

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和5（2023）年4月15日（土）

開会 午後3時00分

閉会 午後3時30分

場所 みよし市役所 特別会議室

出席者（選挙管理委員会委員）

委員長	鈴木文生	委員	鈴木武久
職務代理者	深谷重穂	委員	三井哲

（書記）

総務部部長（書記長）	深谷正浩	総務課副主幹（書記）	林航平
総務部次長（書記）	小野田浩司	総務課主任主査（書記）	窪田大輔
総務部主幹（書記）	森田悟史	総務課主査（書記）	倉内菜穂

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 挨拶

2 議題

(1) 選挙人名簿選挙時登録について

ア 選挙時登録資格要件

イ 選挙人名簿登録数（選挙時登録）

(2) 選挙管理委員会告示について

ア ポスター掲示場の設置場所

イ 選挙権を有する者の50分の1の数

ウ 選挙権を有する者の3分の1の数

エ みよし市議会議員一般選挙の実施

オ 選挙長及び同職務代理者の選任

カ 期日前投票所の場所

キ 期日前投票所の開閉時刻

ク 投票所の場所

ケ 開票の事務と選挙会の事務を合わせて行うこと

コ 選挙会の場所及び日時

サ 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任

シ 投票管理者及び同職務代理者の選任

ス 氏名掲示の順序のくじの日時及び場所

セ 選挙公報の掲載順序のくじの日時及び場所

ソ 選挙運動費用の支出制限額

タ ポスター掲示場のポスター掲示

チ 選挙運動費用の収支報告書の要旨の公表

(3) 選挙長告示について

ア 選挙長の事務を行う場所

イ 選挙立会人を定めるくじの場所及び日時

ウ 候補者の届出

(4) みよし市公職選挙管理規程の一部改正について

3 その他

議題

名前	内容
小野田書記	それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。 本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします
小野田書記	続きまして、鈴木委員長よりご挨拶をお願いします。
鈴木委員長	<挨拶>
小野田書記	それでは、委員長の取り回しにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。
鈴木委員長	それでは、議題に入りたいと思います。 議題1 選挙人名簿選挙時登録（みよし市議会議員一般選挙）について、事務局より説明をお願いします。
倉内書記	議題1 選挙人名簿選挙時登録（みよし市議会議員一般選挙）について事務局より説明いたします。資料の1ページをご覧ください。こちらは今回の選挙時登録における資格要件になります。1 選挙時登録の基準日及び登録日は、令和5年4月15日（土）、本日となります。2 登録要件は、（1）、（2）となり、いずれの要件も満たす者が登録されます。登録要件の（1）国政選挙の選挙権のある者とは、日本国民で、令和5年4月24日現在において、年齢満18年以上の者になります。（2）住所要件としては、ア 令和5年1月15日以前の転入者で引き続きみよし市の住民である者、イ 3か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、令和4年12月15日から令和5年4月14日までに転出した者、ウ 帰化した者は、帰化の告示がされた日以後、引き続きみよし市の住民である者となります。イのように、本市から転出した者であっても、転出後4か月以内の者については、表示登録者として、本市の選挙人名簿に登録されます。3 抹消者については、（1）から（3）までのいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。（1）は、令和4年12月14日以前に転出した者で、転出して4か月を超えた場合、本市の名簿から抹消されます。（2）は、前回の基準日から本日までに死亡した場合です。（3）は、欠格事項に該当した場合です。4 その他「転出者」で表示される者とは、令和4年12月15日以降の転出者であり、先程の2登録要件の（2）住所要件「イ」で触れた、本市から転出した

	が、転出後4か月以内の者となります。 続きまして2ページをご覧ください。こちらは、今回の選挙時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。令和5年4月15日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,955人、女23,784人であり、合計48,739人となります。ページをめくっていただき、以下、3ページは投票区ごとの内訳表、4ページは前回と今回の選挙時登録時の投票区ごとの増減表、5ページは世代ごとの内訳表及び増減表となっております。説明は以上となります。
鈴木委員長	ただ今、書記から説明がありましたが、ご質問がございましたらお願いします。
鈴木委員長	それでは、ご質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題1 選挙人名簿選挙時登録（みよし市議会議員一般選挙）について、ご異議ございませんか。 <異議無しの声>
鈴木委員長	ご異議ないようですので、議題1については、承認されたものいたします。続いて、議題2 選挙管理委員会告示について 書記より説明をお願いします。
窪田書記	議題2 選挙管理委員会告示について、書記より説明させていただきます。資料の6ページをご覧ください。告示第26号になります。令和5年4月23日執行予定のみよし市議会議員一般選挙における公職選挙法第144条の2第8項の規定によるポスター掲示場についての告示でございます。ポスター掲示場につきましては、設置をしたら直ちに告示をするという規定となっております。7ページ、8ページに今回の選挙におけるポスター掲示場の一覧表を載せさせていただいております。こちらの内容については、愛知県議会議員一般選挙と同様の箇所となります。次に9ページをご覧ください。告示の第27号となります。今回の選挙時登録における、地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数の告示となります。今回登録者数が48,739人となりますので、これを50で割ると、974.78となります。すなわち、50分の1の数は975ということで告示をさせていただきます。10ページをご覧ください。告示の第28号になります。同じく今回の選挙時登録における、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に

関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数の告示になります。今回登録者数の48,739人を3で割った16,247ということで告示をさせていただきます。

11ページに移ります。告示の第29号でございます。今回執行予定のみよし市議会議員選挙を令和5年4月23日に執行することの告示となります。

下段に移りまして、告示30号です。みよし市議会議員一般選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者の告示となります。選挙長は、鈴木委員長、職務代理者は、深谷職務代理にお願いします。

続いて12ページです。今回執行のみよし市議会議員一般選挙における期日前投票所の場所の告示になります。期日前投票所につきましては、前回の愛知県議会議員一般選挙と同様でみよし市役所とみよし市おかよし交流センターということで告示をさせていただきます。下段に移りまして、告示の第32号でございます。今回執行の、みよし市議会議員一般選挙における、おかよし交流センター期日前投票所の開閉時刻の告示となります。期日前投票所の開閉時刻は1つの期日前投票所を除き、通常の午前8時30分から午後8時まで以外の開閉時刻を設定する場合は、選挙管理委員会にて告示することとなっております。おかよし交流センターにつきましては、開場時刻を午前9時からとしておりますので、告示することとなります。

続いて、13ページを御覧ください。告示の第33号となります。今回執行のみよし市議会議員一般選挙における投票所の告示となっております。市内8箇所の投票所を、一覧のとおり告示をさせていただきます。

下段に移りまして、告示の第34号でございます。令和5年4月23日執行予定のみよし市議会議員一般選挙における開票の事務は、選挙会の事務と併せて行うことの告示となります。

次に14ページを御覧ください。告示第35号です。みよし市議会議員一般選挙における開票の事務と併せて行う選挙会の場所及び日時の告示になります。場所については三好公園総合体育館、日時につきましては令和5年4月23日午後9時10分開票開始ということで告示をさせていただきます。

下段に移りまして、告示の第36号になります。今回執行予定のみよし市議会議員一般選挙の期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の告示でございます。それぞれの職務を行う日と、氏名、住所を記載させていただいております。こちらの投票管理者及び職務代理者につきましては、市の職員を充てさせていただいております。

16ページに移りまして、告示の第37号になります。今回執行予定のみよし市議会議員一般選挙の投票管理者及びその職務を代理すべ

	き者の告示になります。それぞれ8投票区につきまして、投票管理者及び職務代理者を選任させていただいております。なお、投票管理者及び職務代理者につきましては、期日前投票所と同様、市の職員を充てております。 17ページに移ります。告示の第38号でございます。今回執行予定のみよし市議会議員一般選挙の投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時及び場所の告示です。みよし市議会議員一般選挙の立候補の届出は、明日、午前8時30分から午後5時までとなりますので、その結果をもって、市役所において投票所に掲示する氏名等掲載の順序をくじで決めることとなっております。日時については、明日午後5時30分にみよし市役所3階301会議室でくじを行います。 下段に移りまして、告示の第39号でございます。今回執行予定の選挙の選挙公報の掲載の順序を定めるために行うくじの日時及び場所の告示となります。くじは、先ほどの氏名等掲載順序のくじ後、午後6時から引き続き行います。委員の皆様にも、くじの実施についてご出席をお願いしたいと思いますので、併せてよろしくお願いいたします。 続いて、18ページ、告示第40号となります。みよし市議会議員一般選挙の選挙運動費用の支出制限額の告示となります。今回の選挙の支出制限額は候補者一人につき、3,421,000円となります。 下段に移りまして、告示第41号となります。みよし市議会議員一般選挙のポスター掲示場へのポスター掲示を、令和5年4月16日、立候補届の受理後とする告示となります。 続きまして、19ページを御覧ください。告示の第42号は、今回の選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告要旨の公表についての告示となります。公表は、みよし市広告式条例に定める掲示場に掲示して行います。以上で説明とさせていただきます。
鈴木委員長	期日前投票所として告示するおかよし交流センターが個人演説会開催場所として指定があったが、その指定をなくした件について、説明をお願いします。
窪田書記	おかよし交流センターのホールを個人演説会の指定施設としていましたが、昨年7月の参議院議員選挙からおかよし交流センターで期日前投票所を開設することになりました。期日前投票所と個人演説会が近接した会場で行われることにより、有権者を混乱させるおそれがありますので、急遽個人演説会の指定を取り消させていただくことになりました。

鈴木委員長	わかりました。次に、当日の投票所ですが、天王投票区が天王小学校ではなく新屋児童館である理由を教えてください。
窪田書記	天王小学校までの道路が大変狭くなっておりますので、当日投票をする際に自動車でお越しになる方が多くなることを考えると、周りに三好公園の駐車場があり、出入りがしやすい新屋児童館に投票所を設置させていただくことになります。
鈴木委員長	新屋児童館に手当は出るのですか
窪田書記	施設の利用料として支払いを行います。
鈴木委員長	当日の開票及び選挙会の終了予定時間は。
窪田書記	午後１１時ごろを目安としていますが、疑問票等の確認が長引く場合はもう少し遅くなることもあると思います。
鈴木委員長	わかりました。それでは、他のご質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題２ 選挙管理委員会告示について、ご異議ございませんか。 <異議無しの声>
鈴木委員長	ご異議ないようですので、議題２については、承認されたものいたします。
鈴木委員長	続きまして、議題３ 選挙長告示について、書記より説明をお願いします。
窪田書記	議題３ 選挙長告示について説明させていただきます。資料の２０ページを御覧ください。選挙長告示第１号でございます。みよし市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を定める告示でございます。事務を行う場所は、みよし市役所５階のみよし市選挙管理委員会事務室です。 続きまして、選挙長告示第２号でございます。今回の選挙における開票立会人を定めるくじの日時と場所の告示でございます。日時につきましては、各候補者から令和５年４月２０日午後５時までに開票立会人を行う方の届出がございます。従いまして、くじにつきましては、

	翌日の令和5年4月21日午前10時から、市役所3階301会議室での開催を予定しております。開票作業につきましては、開票立会人が3人から10人までの間で行うこととされております。従いまして、届出が10名を超えない場合はくじを行う必要はございません。なお、くじを行う必要がない場合は事務局から連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。 選挙長告示第3号は、明日4月16日午後5時までに届出のあった候補者を告示するものです。説明は以上となります。
鈴木委員長	ただ今、書記から説明がありましたが、ご質問がございましたらお願いします。
鈴木委員長	それでは、他のご質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題3 選挙長告示について、ご異議ございませんか。 <異議無しの声>
鈴木委員長	ご異議ないようですので、議題3については、承認されたものいたします。
鈴木委員長	続きまして、議題4 みよし市公職選挙管理規程の一部改正について、書記より説明をお願いします。
窪田書記	議題4 みよし市公職選挙管理規程の一部改正について、説明させていただきます。別紙1を御覧ください。改正内容といたしまして、市で行う選挙に届出のあった候補者の告示事項について、プライバシーの観点等から住所を町名まで、生年月日を年齢に変え、性別を削除する改正を行うものです。1枚めくっていただき、新旧対照表を御覧ください。右側が現行の内容となりまして、左側が改正案となります。第17号様式中の下線を引いた箇所が今回の改正箇所となります。なお、今回の改正については、国の公職選挙法の改正内容に倣い、規定しております。1枚目の改正文に戻っていただきまして、本日承認がいただければ、この規程の改正につきまして、本日付けで公表し、一番下の附則の施行期日につきましても、本日令和5年4月15日から施行することとしたいと思います。以上で説明とさせていただきます。
鈴木委員長	ただ今、書記から説明がありましたが、ご質問がございましたらお願いします。

鈴木委員長	それでは、他のご質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題４ みよし市公職選挙管理規程の一部改正について、ご異議ございませんか。 <異議無しの声>
鈴木委員長	ご異議ないようですので、議題４については、承認されたものいたします。
鈴木委員長	続きまして、次第３ その他について、書記より説明をお願いします。
窪田書記	次第３ その他について、説明させていただきます。別紙２を御覧ください。愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会の開催についての案内が来ており、事前に委員長と調整させていただき、委員長と選管職員で出席させていただきますので、ご報告させていただきます。日時及び場所につきましては、５月８日に東海市で開催される予定となっております。続きまして、別紙３を御覧ください。令和５年度全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会についての案内がきておりますが、出席者報告が４月１４日期限となっておりますので、こちらにつきましても事前に委員長と調整させていただき、委員長と選管職員で出席させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会でございますが、５月１１日から１２日にかけて静岡県焼津市で開催される予定となっております。以上で説明とさせていただきます。
鈴木委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。
鈴木委員長	それでは、ご質問等他になければ、本日の選挙管理委員会を終了します。本日はご苦労様でした。